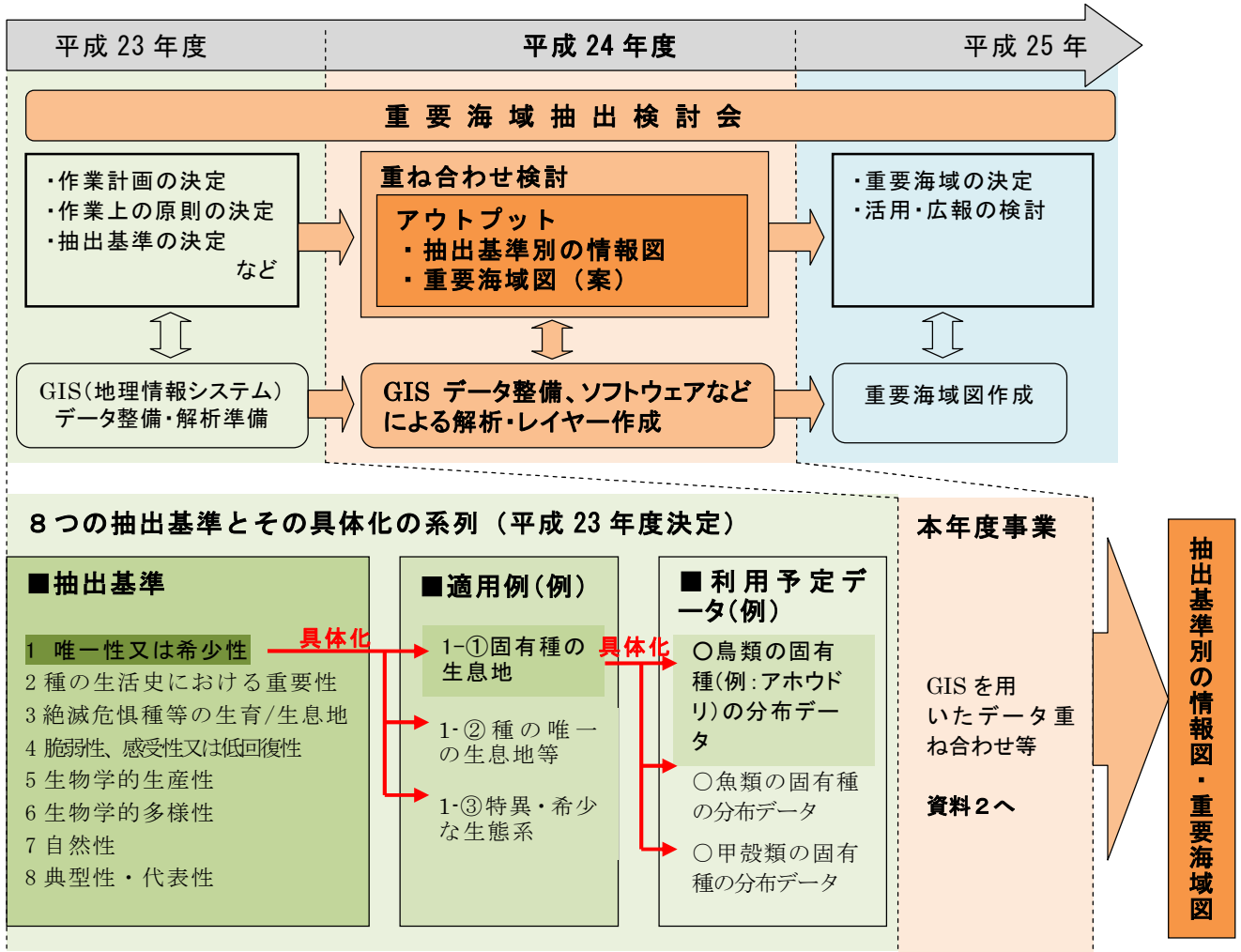


## 重要海域抽出作業の全体的な作業計画及び作業フローについて

### 1. 3カ年の作業計画と本年のアウトプット

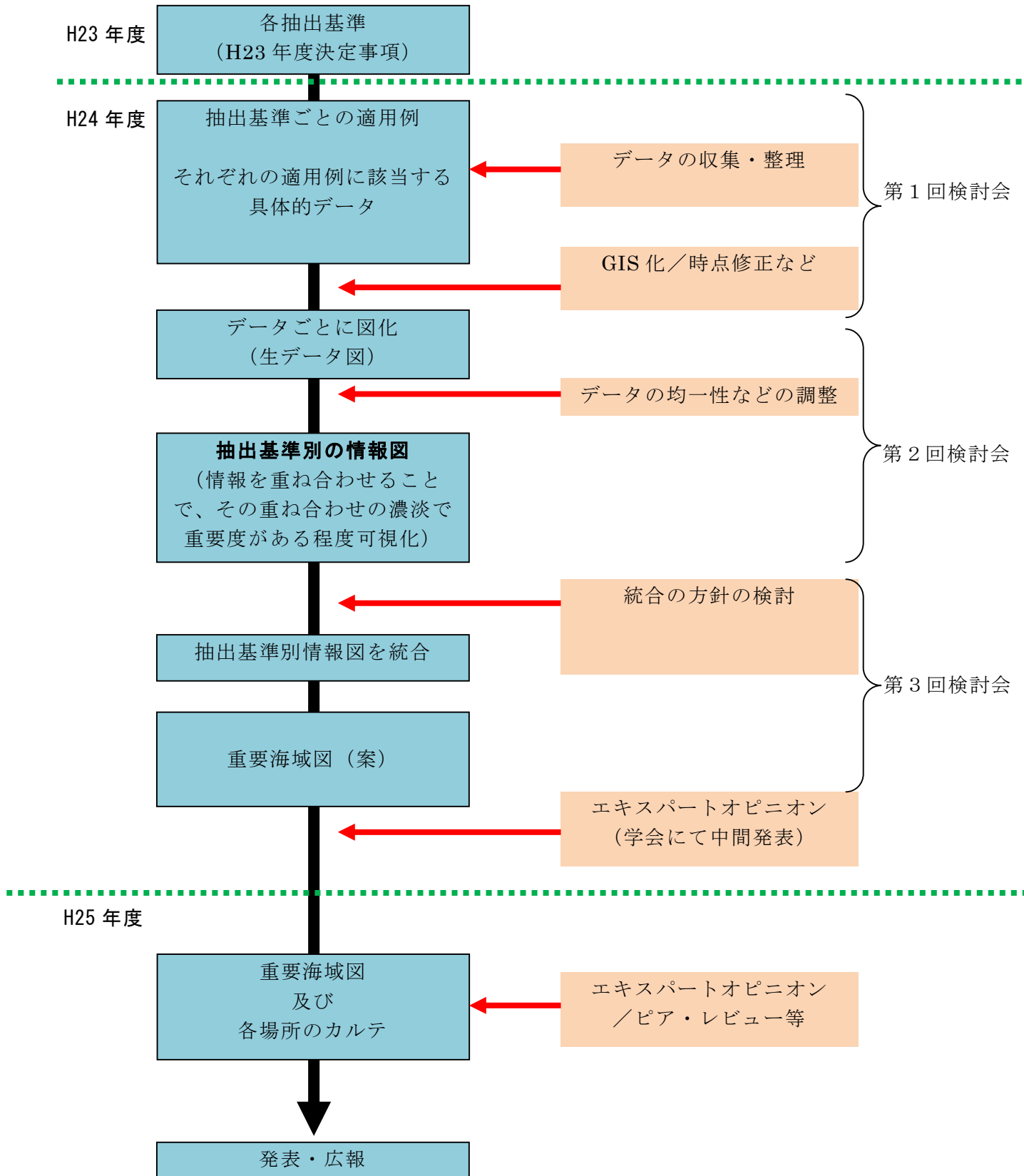
平成 24 年度は、昨年度に定めた作業上の原則や具体的手順を踏まえて、来年度に重要海域を決定できるように実質的な作業を進める。本年度のアウトプットとしては、①抽出基準別の情報図、及び②重要海域図（案）の 2 つである。



なお、昨年度までに決定した「重要海域抽出に関する事項」及び重要海域抽出のための 8 つの基準は別紙 1 及び別紙 2 を参照。

## 1. 重要海域図作成までの主な流れ

重要海域を来年度決定するにあたり、昨年度からの決定事項及び本年度の検討事項、さらに、来年度の検討項目は以下の流れで進める。



## 平成 23 年度決定の重要海域抽出に関する事項について

平成 23 年度に重要海域抽出検討会（座長：白山義久委員）を 2 回開催し、海洋生物多様性保全戦略に明記されている重要海域抽出の目的やその用途を踏まえて、重要海域抽出の具体的手法等を決定した（以下概要）。

### （1）原則

- ①生態学的・生物学的な観点から抽出する
  - 社会的、経済的、文化的な重要性ではなく、生物多様性保全の観点から生態学的・生物学的な重要性に基づいて抽出する
  - 重要性の判断にあたり、人為的な負荷要因による劣化や消滅等の危機の程度は考慮しない
- ②科学的・客観的に抽出する
  - 入手できる既存の科学的なデータをもとにして抽出する
  - 生態学・生物学的な観点から既に国内外で認知された基準等を踏まえて重要性を客観的に判断する
- ③保全施策に活用しやすい形で抽出する
  - 主として領海（内水を含む。ただし陸域を除く（注 1）。）及び排他的経済水域（EEZ）内の我が国が管轄権を行使できる海域を対象とする（注 2）
  - 適切なスケールで、一定の区域をもって抽出する（注 3）
    - （注 1）原則として最高潮位線を対象範囲とする。ただし、種の利用場所などに応じて例外をもうけることはあり得る
    - （注 2）大陸棚の延長が大陸棚の限界に関する委員会において認められた場合は、対象範囲の修正を検討するものとする※
    - （注 3）抽出した区域は、そのまま規制等を含む保全施策（海洋保護区など）を行う対象になるものではない

※重要海域の抽出の範囲としては、大陸棚の延長に関する国内手続きが進み、政令等により設定された時点でその範囲を拡張することとする。

### （2）基本的考え方

海洋生物多様性保全戦略における、

- ①抽出基準、②海洋生態系の海域区分、③科学的知見の活用、④生態系の連続性、⑤指標種にかかる記述を基本とする。

### （3）アウトプット

- ①適切なスケールで一定の区域をもって抽出する。
- ②重要海域ごとに重要性の理由を示す基礎データを「カルテ」として示す。

### （4）精度・スケール

最終アウトプットは、沿岸域・島嶼域で 1/50 万、外洋域で 1/200 万の縮尺図で表現できる程度のスケールで表すものとする。

### （5）利用情報、データ

- ①生物分布データ、物理環境データなど、政府・国際機関・学術論文・民間団体による調査研究、重要な生態系の抽出事例を利用する。
- ②空間計画プログラム（ソフトウェア）MARXAN を活用する。

#### **（６）具体的手順**

- ①抽出基準の決定と具体化：抽出基準を決定し、各基準に当たる対象を適用例として決定し、各適用例に該当する具体的データを特定する。
- ②特定したデータによる地図レイヤーの作成：特定したデータにより各種レイヤーを作成する。
- ③地図レイヤーの重ね合わせ検討による重要海域の抽出：これらの地図レイヤーの重ね合わせなどを行い、検討会で検討して重要海域を抽出する。

#### **（７）抽出基準**

CBD の EBSA クライテリアを基本に、

- ①唯一性、又は希少性
  - ②種の生活史における重要性
  - ③絶滅危惧種又は減少しつつある種の生育・生息地
  - ④脆弱性、感受性又は低回復性
  - ⑤生物学的生産性
  - ⑥生物学的多様性
  - ⑦自然性
  - ⑧典型性・代表性
- の 8 つとする。

※詳細は別紙 2 を参照

#### **（８）海洋環境の区分**

抽出基準⑧（典型性・代表性）の適用例の特定のため、垂直方向と水平方向の区分を参照する。

## 重要海域の抽出基準

生物多様性条約（CBD）の EBSA<sup>\*1</sup> のクライテリアを基本として、本事業における抽出基準を以下（表 1）の通りとし、この基準のいずれかを満たすことを重要海域の必要条件とする。なお、抽出基準 8 は本業務にあたり、EBSA クライテリアに付け加えを行った独自の基準である。また、EBSA に示された事例を踏まえた上で、基準をさらに具体化していくために、我が国において当てはまると考えられる適用例を整理した。

表 1 重要海域の抽出基準（クライテリア）（案）

抽出基準	定義	理由・根拠	適用例
1. 唯一性、又は希少性	次のいずれか、又は複数を含む地域、 (i) 唯一性（ある種の唯一の分布域）、希少性（特定の地域にのみ分布）又は固有性を持つ種、個体群、又は生物群集 (ii) 唯一性、希少性を持つ、又は特異な生息地・生態系 (iii) 唯一又は独特な地形学的又は海洋学的特徴を持つ場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代替がきかないため</li> <li>● ある種・場所の消失により、多様性又は生態系の特徴が永久に失われると考えられる、または多様性のレベルが減少する恐れがあるため</li> </ul>	1a 固有種の分布中心域 1b 種の唯一の生息地等 1c 特異・希少な生態系
2. 種の生活史における重要性	個体群の存続・生息/生育のために必要な場所	様々な生物的、非生物的状況と種間どうしの物理的制約や選好性などが相まって、特定の生活史の段階や機能にとって、より好適環境を作り出す傾向があるため	2a 種の生活史に重要な場所 <sup>*2</sup> 2b 遺伝的多様性を維持するための連続性
3. 絶滅危惧種又は減少しつつある種の生育・生息地	絶滅危惧種及び減少しつつある種の生育・生息地やそれらの種が回復するのに必要な生息地。又は、それらの種が集中する場所	絶滅危惧種及び消失しつつある種や、その生育・生息地の再生、回復を確実にするため	3a 絶滅危惧種の生育・生息地
4. 脆弱性、感受性又は低回復性	（人間活動又は自然事象による劣化・消失に非常に影響を受けやすいなどの）機能的脆弱性をもつセンシティブな生育・生息地や種が、高い割合で見られる場所。また回復に時間がかかる場所	このクライテリアは、ある区域や生態系の構造内で自然現象による損失や、人間活動により非持続的に利用されつづけた場合などに引き起こされるリスクの度合いを示す基準である	4a 低回復性の種・生態系 4b 脆弱性・感受性の高い種・生態系
5. 生物学的生産性	高い生物学的生産性を持つ種、個体群、又は生物群集を含む場所	生態系を活性化し、生物の成長と再生能力を向上させる上で重要な役割があるため	5a 栄養塩を起源とした生産性の高い場所 5b 化学合成生態系
6. 生物学的多様性	高い生態系の多様性（生息・生息地、生物群集、個体群）、又は高い種の多様性、又は高い遺伝的多様性を含む場所	種の進化と海洋の種・生態系の復元力の維持において重要であるため	6a 種の多様性 6b 生態系の多様性 6c 遺伝的多様性
7. 自然性	人間活動による攪乱又は劣化がない、又は低レベルである結果として、高い自然性が保たれている場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然に近い構造、プロセス、機能を持つ地域の保護のため</li> <li>● 基準地として保全しておくことが必要であるため</li> <li>● 予防手段であり、生態系回復の促進のため</li> </ul>	7a 人の影響が及びにくい場所 7b 人為改変・影響の少ない場所
8. 典型性・代表性	我が国の代表的な生態系や生物群集などの特徴を典型的に示している場所	我が国における代表的な生態系の構造と機能を顕著に表現している場所は重要であるため	8a 典型的・代表的な生態系や生物群集などの特徴を示している場所 8b 典型的・代表的な物理環境の特徴を示している場所

※1 EBSA のクライテリアは、公海における生物多様性の脅威に対して重要な海域の保護を推進するために考案された基準だが、国家管轄権内（EEZ 内）における同様な海域の抽出にも適用できるとされている（CBD 決議 IX/20、附属書 I、パラ 25）。EBSA の選定は各国及び管轄権を有する政府間機関が行う事項である（CBD 決議 IX/20、附属書 I、パラ 26）ともされており、基準を用いて抽出した区域が自動的に EBSA として CBD に登録記載されるわけではなく、抽出区域にその呼称を用いるかどうか、又は CBD に登録記載を申請するかどうかはあくまで各国の判断に委ねられている。当事業で抽出する区域は、公海における議論との混同を避けるため、EBSA の呼称は用いず、また、現段階では CBD への登録申請は想定していない。

※2 種の生活史に重要な場所（繁殖地、営巣地、産卵域、移動性の種の中継地など）については連続性の観点が含まれる。